





## 消費者契約法の一部を改正する法律案

消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

## 目次

## 第二章 総則(第一条―第三条)

## 第二章 消費者契約

## 第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し(第四条―第七条)

## 第二節 消費者契約の条項の無効(第八条―第十一条)

## 第三節 差止請求

## 第一節 差止請求権(第十二条)

## 第二節 適格消費者団体の認定等(第十三条)

## 第三節 差止請求関係業務等(第二十三条)

## 第四節 訴訟手続等の特例(第四十一条―第四十七条)

## 第五章 雜則(第四十八条)

## 第六章 罰則(第四十九条―第五十三条)

第一条中「無効とすること」を「無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に對し差止請求をすることができる」とすることに改める。

第二条に次の一項を加える。  
4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体(消費者団体をいう。以下同じ。)として第十三条

の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

## 第二章の章名を次のように改める。

## 第二章 消費者契約

## 第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

第五条第一項中「委託を受けた者」を「委託」に、「含む。次項において」を「受けた者を含む。以下に改め、同条第二項中「消費者の代理人」の下に「(復代理人二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)を含む。以下同じ。」を加える。

## 第七条第二項を次のように改める。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることのできないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで(第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりその取消しをすることができない。

第三章の章名を削り、第八条の前に次の節名を付する。

## 第二節 消費者契約の条項の無効

第四章の章名を削り、第十二条の前に次の節名を付する。

## 第三節 補則

第十二条を第四十八条とする。

## 第三章 差止請求

## 第一節 差止請求権

第二節 消費者契約の条項の無効

第三節 補則

第十二条を第四十八条とする。

## 第三章 差止請求

## 第一節 差止請求権

第二節 消費者契約の条項の無効

第三節 補則

3 一 受託者等 当該受託者等に対し委託(二以上の段階にわたり委託を含む。)をした事業者又は他の受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらとの他の代理人

三 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあっては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は當該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民

法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為の停止若しくは予防又は当該行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消费者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 前各項の規定による請求(以下「差止請求」という。)は、次に掲げる場合には、することができる。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不利益を図り又は当該事業者等に損害を加えることを目的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。)が存する場合において、請求の内容及び相手方である事業者等が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続について、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

<p>ハ 差止請求をする権利(以下「差止請求権」という。)の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求 第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」といふを棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの</p> <p>前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。</p>
<p>第二節 適格消費者団体</p>
<p>第一款 適格消費者団体の認定等</p>
<p>(適格消費者団体の認定)</p> <p>第十三条 差止請求関係業務(不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。</p> <p>一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動法人又は民法第三十四条に規定する法人であること。</p> <p>二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るために活動を行うことを主たる目的として適正に行つていると認められること。</p> <p>三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業</p>
<p>務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。</p> <p>四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、定款又は寄附行為で定められたその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。</p> <p>(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。</p> <p>(2) 第四十二条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他に該当するものでないこと。この場合において、理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと。この場合において、第二号に掲げる要件に適合する者は、(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。</p> <p>(1) 理事の数のうちに占める特定の事業者の(当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上)の株式の数を保有する關係その他の内閣府令で定める特別の關係のある者を含む。の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。(2)において同じ。)の数の割合が三分の一を超えていること。</p> <p>(2) 理事の数のうちに占める同一の業種(内閣府令で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行なう事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。</p>
<p>五</p> <p>差止請求に係る訴えの提起その他に該当するものでないこと。この場合において、理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとみなす。</p> <p>(1) 理事の数のうちに占める特定の事業者の(当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上)の株式の数を保有する關係その他の内閣府令で定める特別の關係のある者を含む。の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。(2)において同じ。)の数の割合が三分の一を超えていること。</p> <p>(2) 理事の数のうちに占める同一の業種(内閣府令で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行なう事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>六</p> <p>内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。</p> <p>一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動法人又は民法第三十四条に規定する法人であること。</p> <p>二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るために活動を行うことを主たる目的として適正に行つていると認められること。</p> <p>三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業</p>

から三年を経過しないもの

ハ 暴力団員等

(認定の申請)

第十四条 前条第二項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一定款又は寄附行為

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行つていることを証する書類

三 差止請求関係業務に関する業務計画書

四 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類

イ 氏名、役職及び職業を記載した書類

ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項

を記載した書類

七 前条第三項第一号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別

(社員が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員の数を含む。)を記載した書類

八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

九 前条第五項各号のいずれにも該当しないこととを誓約する書面

十 差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけることを証する書類

十一 その他内閣府令で定める書類

(認定の申請に関する公告及び縦覧等)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号(第六号ロ、第九号及び第十一号を除く。)に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

二 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一定款又は寄附行為

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行つていることを証する書類

三 差止請求関係業務に関する業務計画書

四 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類

イ 氏名、役職及び職業を記載した書類

ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項

を記載した書類

七 前条第三項第一号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別

(社員が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員の数を含む。)を記載した書類

八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

九 前条第五項各号のいずれにも該当しないこととを誓約する書面

十 差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけることを証する書類

11 その他内閣府令で定める書類

この法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 適格消費者団体である法人が適格消費者団体に限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

三 適格消費者団体としての地位を承継する法人又は合併により設立された法人は、そ

の合併について内閣総理大臣の認可がされたとき限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

四 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可申請をしなければならない。ただし、災害その他の理由により認可申請期間にその申請に対する処理がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

五 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

六 第十三條(第一項及び第五項第二号を除く。)、第十四条、第十五条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十四条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(変更の届出)

第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りではない。

(合併の届出及び認可等)

第十九条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

二 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その

有効期間の更新を受けなければならない。

三 前項の有効期間の更新を受けようとする適格消費者団体は、第一項の有効期間の満了の日の

2 前項の規定により合併により消滅した法人の

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定により届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第二十条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人に対し差止請求関係業務

8	に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。
2	前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
3	適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。
4	前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」といいう。に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
5	前項の申請があつた場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないとときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。
6	第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五回及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。
7	適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、その譲渡が第二十条第三項の認可を経ずにされたとき同条第五項に規定する場合にあつては、その譲渡の不認可処分がされたとき。
四	適格消費者団体が前条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その譲渡の旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2	第二十一条 適格消費者団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一	破産手続開始の決定により解散した場合 破産管財人
二	合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人
三	差止請求関係業務を廃止した場合 法人の代表者
4	内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。 (認定の失効)
5	第二十二条 適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第十三条第一項の認定は、その効力を失う。 一 第十三条规定の有効期間が経過したとき(第十七条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき)。 二 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第十九条第二項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その合併の不認可処分がされたとき)。
6	第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五回及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。
7	適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、その譲渡が第二十条第三項の認可を経ずにされたとき同条第五項に規定する場合にあつては、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3	第二款 差止請求関係業務等 (差止請求権の行使等)
2	第二十三条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。
3	適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
4	適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。
5	第一項の規定による差止請求を用する場合を含む。)の規定による差止請求をしたとき。
6	十一 その他差止請求に關し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこの執行であつて内閣府令で定めるものを有するものが存するところをもしようとするとき。
7	十二 差止請求に關し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。
8	八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟(和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令に關する手続が終了したとき。
9	九 差止請求に關する裁判外の和解が成立したときその他の差止請求に關する事業者等との間の協議が調つたとき、又はこれが調わなかつたとき。
10	十 差止請求に關し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこの執行であつて内閣府令で定めるものを有するものが存するところをもしようとするとき。
11	十一 その他差止請求に關し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。
12	十二 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。
13	十三 二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。
14	十四 (消費者の被害に関する情報の取扱い)
15	十五 第二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があつたとき。
16	十六 前号の判決に対する上訴の提起(調停に代わる決定)の告知又は仲裁判断を含む。第二十八条において同じ。)に關し、消費

17	わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。)又は同号の決定に対する不服の申立てがあつたとき。
18	六 第四号の判決(調停に代わる決定又は仲裁)の判断を含む。)又は同号の決定が確定したとき。
19	七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。
20	八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟(和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令に關する手続が終了したとき。
21	九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他の差止請求に關する事業者等との間の協議が調つたとき、又はこれが調わなかつたとき。
22	十 差止請求に關し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。
23	十一 その他差止請求に關し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。
24	十二 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。
25	十三 二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。
26	十四 (消費者の被害に関する情報の取扱い)
27	十五 第二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があつたとき。
28	十六 前号の判決に対する上訴の提起(調停に代わる決定)の告知又は仲裁判断を含む。第二十八条において同じ。)に關し、消費



り表示したものとの閲覧又は謄写の請求書面の交付の請求  
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載したあつたときは、前項各号に掲げる請求がこれを拒むことができない。

6 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令及び改善命令)

第三十三条 内閣総理大臣は、適格消費者団体が、第十三条第三項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、当該適格消費者団体に対し、これら の要件に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、適格消費者団体が第十三条第五項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたと認めるととき、適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、そ

の他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し等)

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

1 偽りその他の不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けたとき。

2 第十三条第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

3 第十三条第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

4 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に關し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、事業者等と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行つたと認められるとき。

5 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に關し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠つたことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

6 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき。

七 当該適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第二十八条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

2 適格消費者団体が、第二十三条第四項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、差止請求に關し、同項第十号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について前項第四号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

3 第十二条第五項第二号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。)により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し同項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるもののみなすことができる場合を含む。)は、当該他の適格消費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

4 前項に規定する場合における当該他の適格消費者団体であつた法人は、清算が結了した後ににおいても、同項の規定の適用については、なお存続するものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる事由により第十三条第一項の認定を取り消し、又は第三項の規定により第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定をしたときは、内閣府令で定めることにより、その旨及びその取消し又は認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体又は当該他の適格消費者団体であつた法人に對し、その旨を書面により通知するものと認められる。

(差止請求権の承継に係る指定等)

第三十五条 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本文の確定判決等で強制執行を行うことができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げ

に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2 前項の規定による指定がされたときは、同項の差止請求権は、その指定の時において(その認定の失効又は取消しの後にその指定がされた場合にあっては、その認定の失効又は取消しの時にさかのぼって)その指定を受けた適格消費者団体が承継する。

3 前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときは、第十二条第五項第二号本文の規定は、当該差止請求については、適用しない。

4 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第一項、第六項又は第七項の規定による指定を受けた適格消費者団体(以下この項から第七項までにおいて「指定適格消費者団体」という。)に係る指定を取り消さなければならない。

1 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき。

2 指定適格消費者団体が承継した差止請求権をその指定前に有していた者(以下この条において「従前の適格消費者団体」という。)のうち当該確定判決等の当事者があつたものについて、第十三条第一項の認定取消処分等の取扱い若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決(次項第一号において「取消判決等」と

いう。が確定したとき。

内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。

一 指定適格消費者団体が承継した差止請求権に係る強制執行に必要な手続に關し、当該指定適格消費者団体がその手続を怠つたことが不特定かつ多數の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

二 従前の適格消費者団体のうち指定適格消費者団体であつたもの（当該確定判決等の当事者であつたものを除く。）について、前項第一号の規定による指定の取消しの事由となつた認定取消処分等が取り消され、若しくはその認定取消処分等の取消判決等が確定したとき、又は前号の規定による指定の取消処分が取り消され、若しくはその取消処分の取消判決等が確定したとき。

内閣総理大臣は、第四項第一号又は前項第一号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消し、又は既に取り消しているときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を新たに指定するものとする。

7 内閣総理大臣は、第四項第二号又は第五項第二号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消すときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として当該従前の適格消費者団体を新たに指定するものとする。

8 前二項の規定による新たな指定がされたときは、前二項の差止請求権は、その新たな指定の時ににおいて（従前の指定の取消し後に新たな指定がされた場合にあつては、従前の指定の取消しの時（従前の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定の失効後に従前の指定の取消し及び新たな指定がされた場合にあつては、その認定の失効の時）にさかのばつて）その新たな指定

を受けた適格消費者団体が承継する。

9 第三項の規定は、前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときについて準用する。

10 内閣総理大臣は、第一項、第六項又は第七項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその指定の日を公示するとともに、その指定を受けた適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。第四項又は第五項の規定により当該指定を取り消したときも、同様とする。

#### 第四款 補則

（規律）

第三十六条 適格消費者団体は、これを政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（官公庁等への協力依頼）

第三十七条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。（内閣総理大臣への意見）

第三十八条 警察庁長官は、適格消費者団体について、第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適切な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。（判決等に関する情報の公表）

等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所長に提供するため、インターネットの利用その他

（訴訟の目的の価額）

第四十二条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

（管轄）

第四十三条 差止請求に係る訴訟については、民事訴訟法第五条（第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 差止請求に係る訴えは、第十二条第一項から第四項まで規定する事業者等の行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができる。

（移送）

第四十四条 裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合には、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。

（弁論等の併合）

第四十五条 請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と併論及び裁判を併合してすることができると認めると認めるときは、この限りでない。

（訴訟手続の中止）

第四十六条 内閣総理大臣は、現に係属する差止請求に係る訴訟につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第十二条第五項第二号本文の確定判決等が存する場合において、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等

の手続に關し第三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合(同条第二項の規定により同号に掲げる事由があるものとのみなすことができる場合を含む)であつて、同条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消し又は第三十四条第三項の規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるとときは、内閣府令で定めるところにより、当該差止請求に係る訴訟が係属する裁判所(以下この条において「受訴裁判所」という。)に対し、その旨及びその判断に要すると認められる期間を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知をした場合には、その通知に係る期間内に、認定の取消し等をするかどうかの判断をし、その結果を受訴裁判所に通知するものとする。

3 第一項の規定による通知があつた場合において、必要があると認めるときは、受訴裁判所は、その通知に係る期間を経過する日まで(その期間を経過する前に前項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けた日まで)、訴訟手続を中止することができる。

(間接強制の支払額の算定)

第四十七条 差止請求権について民事執行法第七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに當たつては、執行裁判所は、債務不履行により不特定かつ多數の消費者が受けけるべき不利益を特に考慮しなければならない。

第四章 雜則

本則に次の二章を加える。

第五章 罰則

し、適格消費者団体であると認認されるおそれのある表示をした者

三 第三十条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十三条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十八条、第十九条第二項若しくは第七項、第二十条第三項若しくは第七項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条第四項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

四 第二十四条の規定に違反して、消費者の被害を拒んだ者

五 第二十六条の規定に違反して、同条の請求

七 第三十三条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者

八 第三十三条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかつた者

九 第三十一条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第四項各号に掲げる請求を拒んだ者

十 第三十一条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

十一 第四十条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(検討)

2 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



平成十八年五月二十三日印刷

平成十八年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B